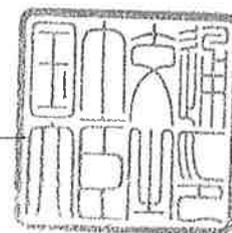


国海員第 1 2 5 号  
令和元年 8 月 1 3 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 3 2 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
新星海運株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番17号
株式会社MKライン	北海道室蘭市絵鞆町一丁目11番13号
武田汽船株式会社	徳島県阿南市才見町藤田前7番地1
株式会社ジー・シー	東京都千代田区神田三崎町三丁目5番 4-301号